

「共に学ぶ」が、教育の原則へ。 「障害者基本法」の改正で学校は？

「そんな生徒は養護学校に行けばいいんだ」

今から30年ほど前、私のクラスに車椅子の生徒が入学してきたことがある。

当時は知的障がいどころか、車椅子の生徒が普通学級で学ぶことさえ異例のことだった。

学校でも懸念がなかったわけではない。スロープも車椅子用トイレも、エレベーターもない。

だが、実際には“案ずるより産むが易し”だった。周囲の生徒たちは、全員が車椅子の介助を覚えていった。トイレやスロープも教育委員会が設置してくれた。

もちろん、きれい事ばかりだったわけではない。本人にも辛い思いをさせたこともある。私たちも何度も議論を重ねた。だが、「共に学ぶ」ための試行錯誤から、教師も生徒たちも大切なものを学んでいった。

だが、やがて私たちはこんな現実突き当たる。

その生徒が市内の県立高校を受験しようとしたときのことだ。受験に先立って、私はその高校に配慮事項をお願いに行った。

「車椅子用の机は中学から持って行きます。階段は同じ中学の生徒たちが介助しますので、お手数はかけません」と説明していたときだ。

それまで苦虫を噛み潰したような顔で聞いていた高校の教頭が、いきなり吐き捨てるように言った。

「そんな生徒は養護学校に行けばいいんだよ！そんな予算があれば他の生徒のために使いたいんだ！」

あまりの剣幕に、私は言葉を失った。そう、当時はこれが教育界の「常識」だったのだ。「共に学ぶ」などという私たちの考えこそ、「非常識」だった。

排除する学校

あれからずいぶん時間が経った。かつては普通学級で学ぶなど考えられなかった障がいのある児童生徒が、今では共に学んでいる姿もとても増えた。

誤解のないように言っておきたいが、特別支援学校や特別支援学級に問題がある、と言っているのではな

い。どちらも大切な教育の場だ。

「問題がある」のは、普通学級の方だ。「そんな生徒は養護学校に行けばいい」と言い放つその体質だ。

今でこそ、露骨にそんな言い方をする教師はいない、と思いたい。だが、実際はどんなのだろう。

もちろん、「共に学ぶ」教育については、いまでも様々な議論がある。

ただ機械的に「一緒」にすれば良いわけではない。身体障がいと知的障がいの場合も、また違う。設備や、介助員などの条件整備も大切だ。

だが、「健常」者と障がいの者の「垣根」は、けっして固定したものではない。「垣根」はいくらでも動かせるし、なくすこともできるのではないか。

障害者基本法の改正

一昨年、「障害者基本法」が改正された。画期的だったのは、教育に関する条文がこう改正されたことだ。（下線部が変更箇所）

第16条 国及び地方公共団体は、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ

必要な施策を講じなければならない。

2 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

いままでは「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう」とされていただけだった。

ところが改正された法律には「共に教育を受けられるよう配慮する」「可能な限りその意向を尊重する」と明記された。「共に学ぶ」ことが原則となったのだ。

これによってまず影響を受けるのが、学校に入学する際の「就学指導」や「就学时健康診断」だろう。

いままでは、障がいのある子が「地域の小学校に通いたい」と思っても、簡単には認められなかった。

「どの学校に入学するか」は本人・保護者が決める



ことではない。教育委員会が「就学指導」によって決めることだったからだ。

湘南地区では本人・保護者の意向が極力尊重されてきた。だが、こんな地域は全国ではむしろ例外だった。

だが、障害者基本法の改正によっていままでの就学制度は抜本的な見直しを迫られることとなった。

去る9月1日、文部科学省は学校教育法施行令を改正し、施行した。

(障がい児は)特別支援学校への就学を原則として、現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。(「改正の概要」より)

この「総合的な観点」の中には、「本人・保護者の意見」も含まれる。まさに、抜本的な転換だ。

東大阪市の就学制度

だが、「本人や保護者の意向を尊重する」ことについては、障がい者団体や当事者から歓迎の声がある一方、とまどいもある。

発達障がいの子どもの持つあるお母さんは、私に「十分な知識のない保護者の判断だけでは、深刻な2次障害などを引き起こしかねません。本当にこれで良いのでしょうか」というメールをくれた。

では、これから学校はどんな姿に変わるのだろう。

ひとつ参考となる例がある。大阪府東大阪市だ。

東大阪市では、すでに以前から「本人や保護者の意向の尊重」を制度化してきた自治体だ。

東大阪市では障がいの有無にかかわらず、すべての児童が学区の小学校に入学することを原則としている。その上で、保護者が「特別支援学校を希望する」場合は進学先の変更を認める、というしくみだ。

就学時健康診断も入学先が決定した後で行われるため、「振り分け」と批判される事態もあり得ない。湘南地区に比べ、制度そのものが徹底している。

だが、私たちの間でも議論があるように、東大阪の学校現場にもとまどいや混乱はないのだろうか？

その現実を知りたくて、私は東大阪を訪ねてみた。

「情報提供」と「入学後の支援」

お会いした東大阪教委のT教育指導課長に、私が「東大阪では、現場に混乱はないのですか？」と聞くと、課長は笑って「特にありませんよ」という。

竹村 東大阪市では、重度や重複障がいのお子さんも普通学級に入学しているのでしょうか？

T課長 そのような例もあります。ただその場合、かならず補助教員や介助員などを配置します。

主体はあくまで学級担任や教科担任ですが、条件整備抜きに「共に学ぶ」ことは実現できません。

竹村 「意向の尊重」は本当に最優先なのですか。

T課長 教育委員会が行うのはあくまで「就学相談」で、「就学指導」ではありません。

ただ、できるだけ早い時期からていねいに「情報提供」は行います。普通学級と特学、特別支援学校はそれぞれ必ず見ていただくようになっています。先輩の保護者の方の経験を聞く機会も設けます。

私たちはいちばん大切なのは、この「情報提供」だと思っています。

竹村 最近の保護者のみなさんは、どんな選択をされる傾向があるのでしょうか。

T課長 東大阪ではすべての学校に特学があるのですが、情報提供をていねいに行くと、普通学級ではなく特学を希望される親御さんが格段に増えます。

特学では結局は「分離教育」ではないか、という声もあるでしょうが、遠方の特別支援学校に通うのではなく、地域の特学に地域の子どもたちと一緒に通うことも、大切な選択肢ではないのでしょうか。

もちろん特学と言っても普通級との交流も盛んで、「共に学ぶ」ことをめざしています。

竹村 カリキュラムを拝見しましたが、たしかに名前は「特学」でも、そのあり方はずいぶん違いますね。

T課長 もちろん、普通学級のあり方を変えていくことも大切です。いま東大阪では、普通学級の担任を対象にした発達障がいの研修がさかんです。

藤沢では、まだ教室の前の方にいろいろな掲示物が貼ってありますか？ 東大阪では、もうそんな学校はありませんよ(笑)。

教育委員会の文書には、「特別支援教育とは、十分な情報提供と、入学後の支援である」と書かれていた。

たしかに、障害者基本法の規定は「十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」だ。「情報提供」と「意向の尊重」はセットなのだ。

国連の「障害者権利条約」の基本理念は「Nothing about us, without us (私たち抜きに、私たちのことを決めないで)」だ。「どの学校で学ぶかは、自分で決めたい」という願いは、当然のことなのだ。

障がい者だけではない。教室には外国につながる子ども、性的少数派の子どももいる。すべての子どもが支援を必要としている。障害者基本法の理念は、すべての子どもたちが「共に学ぶ」ことに通じている。